

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査 (平成25年度調査)の進め方について(案)

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査(平成25年度調査)のスケジュールについては、以下の日程を想定している。

平成25年

1月23日(水)

○検証部会

- ・調査の進め方及び調査項目について議論し、調査項目、内容等を承認

○総会

- ・検証部会において承認した調査項目・内容等を承認

2月～3月

- 厚生労働省において、仕様書を作成し、調達を実施

4月～6月

- 受託業者を決定後、受託業者と打ち合わせを行い、調査設計案を作成

○調査検討委員会委員の人選

- 中医協委員及び調査検討委員会委員に調査設計案に対する意見を伺い、寄せられた意見に基づき調査設計を作成

- 調査設計をもとにして、受託業者と厚生労働省との打ち合わせを行い、調査票(第1案)を作成(CS等専門家意見反映)

- 中医協委員及び調査検討委員会委員に調査票案に対する意見を伺い、寄せられた意見に基づき調査票(第2案)を作成

- 調査検討委員会において、調査票(第2案)の検討を行い、調査票最終案を作成

6月中旬

○検証部会

- ・調査票最終案の承認

(日程等に応じ、メールによる事前確認等の方法を工夫する。)

○総会

- ・調査票最終案の承認

(日程等に応じ、メールによる事前確認等の方法を工夫する。)

7月～8月

○調査実施

9月中旬～10月上旬

○検証部会

・ 報告書（速報版）の承認

（日程等に応じ、メールによる事前確認等の方法を工夫する。）

○総会

・ 報告書（速報版）の承認

（日程等に応じ、メールによる事前確認等の方法を工夫する。）

平成26年

3月

○調査結果（本報告案）取りまとめ

5月

○検証部会

・ 報告書（本報告）の検討、承認

○総会

・ 報告書（本報告）の報告

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(平成25年度調査)の実施について(案)

1. 目 的

中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会(以下「検証部会」という。)において策定された「平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の検証項目」に基づき、特別調査(平成25年度調査)を実施し、検証部会における平成24年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。なお受託業者は、受託決定後に調査検討委員会の事務局を担当する。

3. 調査項目

以下に掲げる5項目について、平成25年度に調査を実施する。

- (1) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査(別紙1)
 - ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果の影響調査
 - ・チーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化の状況調査
- (2) 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査(別紙2)
- (3) 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査(別紙3)
- (4) 維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査(別紙4)
- (5) 後発医薬品の使用状況調査(別紙5)

4. 調査スケジュール

平成25年

- | | |
|------|--|
| 4月 | 調査機関の選定、事業開始 |
| 4～6月 | 調査設計、調査票等の検討、調査客体の選定
調査検討委員会における調査票(案)の検討 |
| 7月 | 調査開始 |
| 8月 | 調査票回収、集計、分析 |
| 9月 | 調査検討委員会における調査結果(速報版)の検討 |

平成26年

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 3月 | 調査結果(本報告案)取りまとめ |
| 5月 | 中医協検証部会及び総会における調査結果(本報告案)の検討、承認及び報告 |

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度改定において実施された、勤務医の負担を軽減するためのさらなる取組への評価、また、その一環として実施されたチームによる医療への取組に対する評価が、実際に勤務医の負担軽減や医療の質の向上にどのような影響を与えたかを調査するために、これらに関連した加算等を算定している保険医療機関における診療体制や診療内容、勤務医の状況、薬剤師の病棟配置や病棟業務に係る実態、チーム医療の実施状況などについて調査を行う。

2. 検証のポイント

病院勤務医の負担軽減や処遇の改善が進んでいるか、また負担軽減のための医師事務作業補助者や看護補助者の配置や役割分担が進んでいるかを検証する。さらに、チーム医療の取り組み状況やその効果について検証する。

3. 調査客体

次の加算等の算定に関する届出を行っている保険医療機関

総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護補助加算、医師事務作業補助体制加算、救命救急入院料、小児入院医療管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、精神科リエゾンチーム加算、病棟薬剤業務実施加算、院内トリアージ実施料、移植後患者指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料等の病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする項目

栄養サポートチーム加算、呼吸ケアチーム加算、精神科リエゾンチーム加算、移植後患者指導管理料、外来緩和ケア管理料、病棟薬剤業務実施加算、糖尿病透析予防指導管理料等チーム医療に関する項目

薬剤管理指導料を算定している保険医療機関

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・勤務医の負担軽減及び処遇の改善を要件とする項目の算定状況
- ・チーム医療の実施に関する項目の算定状況
- ・施設及び病棟における勤務職員（医師、看護師、薬剤師等）の勤務状況
- ・勤務医の負担軽減のための施設としての取組内容やその達成状況
- ・チーム医療の実施状況やその効果、導入する上での問題点
- ・勤務医の勤務に関する負担に対する意識の変化
- ・看護補助者導入による看護職員の勤務状況の変化
- ・薬剤師の病棟における業務時間及び業務内容
- ・個別の薬物療法業務項目の実施状況
- ・薬物関連インシデントの件数及び情報管理体制
- ・病棟薬剤師の退院後の在宅療法、在宅療養・居宅療養支援に係る計画への関連状況

等

歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査（案）

1. 調査の目的

歯科医師等によるチーム医療や医師等との連携を推進する観点から、平成24年度改定において新設された、歯科を有する病院や、病院と連携した歯科医療機関におけるがん患者等の周術期における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等の評価や、周術期に行う歯科衛生士の専門的口腔衛生処置についての評価がどのような影響を与えたかを調査するために、これらを算定している保険医療機関に対して管理内容等の調査を行うとともに、患者に対して管理等による評価等について調査を行う。

2. 検証のポイント

歯科を有する病院や病院と連携した歯科医療機関における、がん患者等の周術期における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等の評価や、周術期に行う歯科衛生士の専門的口腔衛生処置についての評価によって、チーム医療が推進されているか等について検証する。

3. 調査客体

次の管理料等の算定に関する届出を行っている保険医療機関及び患者

周術期口腔機能管理計画策定料、周術期口腔機能管理料等チーム医療に関する項目（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・ 口腔機能管理の実施状況
- ・ 周術期における歯科衛生士の取り組み状況
- ・ 医科診療科との連携状況

等

慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度改定において、精神科救急医療体制の確保への協力及び重症者を受入れている病棟の評価、精神科救急医療体制の確保に協力を行っている精神保健指定医等の評価、精神科における急性期を担う病院に対する評価の見直し、認知症において入院日数に応じた評価体系の見直しなどを行い、より質の高い精神医療の充実、地域に移行した患者への医療提供体制の充実を図るための評価を行った。

これらの評価の見直しや加算の創設による精神科病棟における職員の配置状況の変化や、精神科救急患者等の受入状況、診療状況の変化、精神科患者の地域への移行や認知症治療の推進状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

急性期における精神科医療体制に係る評価によって精神科救急医療体制がどのように変化しているか、またこれらの患者を地域に移行させる上での医療提供体制の充実が行われているか、認知症患者に対する入院医療や地域医療等の医療提供が適正に行われているかについて検証を行う。

3. 調査客体

精神科病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神科病棟）、精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科身体合併症管理加算、精神科地域移行実施加算、精神療養病棟入院料、精神科ショートケア、精神科デイ・ナイト・ケア、認知症治療病棟入院料等を算定している保険医療機関
（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・精神医療に関連する各種項目の算定状況
- ・精神科病棟における入院患者の状況
- ・精神科病棟における医師や看護師の配置状況
- ・精神科救急入院の受入状況や精神科入院患者の退院調整の状況
- ・精神科入院患者の地域への移行状況
- ・認知症患者の入院状況
- ・認知症患者の外来における診療状況

等

維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど 疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度診療報酬改定においては、回復期リハビリテーションにおける「質の評価」の一層の充実に加え、発症早期から、また急性期から連続したリハビリテーションの実施について、評価を行った。また、要介護被保険者等に対する維持期の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーションの評価の見直しを行った。さらに、維持在宅患者に対して実施する訪問リハビリテーションや外来リハビリテーションを実施することについての評価を行った。

これらの各種リハビリテーション実施に対しての評価の充実による保険医療機関の提供体制の状況や、生活期（維持期）リハビリテーションの提供状況、患者の状態の改善の状況がどのように変化しているのかについて調査等を行う。

2. 検証のポイント

発病早期から連続したリハビリテーションの提供が適切に行われているか、また維持期のリハビリテーションについての提供状況はどのようなものか、在宅患者に対する訪問や外来のリハビリテーションについて、どのように実施されているかについて検証を行う。

3. 調査客体

各種リハビリテーション料や加算等を算定している保険医療機関
（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・各種リハビリテーション料の算定状況（入院・入院外）
- ・各種リハビリテーション料を算定している保険医療機関におけるリハビリテーションの提供体制
- ・訪問リハビリテーション及び外来リハビリテーションの提供状況
- ・リハビリテーションを提供している施設ごとの入退院時の患者の状況

等

後発医薬品の使用状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方の記載された処方せんの受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識の調査等を行う。

2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、それに伴う保険薬局における後発医薬品の調剤状況、また、後発医薬品調剤の評価による後発医薬品の調剤状況の変化等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

（参考）

平成24年度調査における客体数（括弧内は回収状況）

○保険薬局：2,500施設（44.5%）

○保険医療機関：病院1,500施設（21.2%）、診療所2,000施設（25.3%）

○医師（保険医療機関調査の対象となった病院に勤務する外来担当の医師、1施設につき診療科の異なる2人）：3,000人（15.3%）

○患者（調査日に保険薬局に来局した患者、1施設最大2人）：5,000人（26.6%）

4. 主な調査項目

- ・保険薬局で受け付けた処方せんについて、「一般名処方」の記載された処方せんの受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況
- ・保険薬局における後発医薬品への変更調剤（含量違い又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤を含む。）の状況
- ・医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・後発医薬品についての患者への説明状況（後発医薬品に関する情報、残薬確認を含む。）
- ・後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化
- ・保険医療機関（入院・外来）における後発医薬品の使用状況（後発医薬品使用体制加算の算定状況を含む。）
- ・後発医薬品の使用に関する医師、薬剤師及び患者の意識

等

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査（平成24年度調査）の 実施について（案）

1. 目 的

中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会（以下「検証部会」という。）において策定された「平成24年度診療報酬改定結果検証特別調査項目について」に基づき、特別調査を実施し、検証部会における平成24年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。なお受託業者は、受託決定後に調査検討委員会の事務局を担当する。

3. 調査項目

以下に掲げる10項目について、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査として実施することとし、下線の6項目を平成24年度調査として実施することとする。なお、平成24年度調査については、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り後ろ倒しで調査を実施する。

- (1) 救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響調査（別紙1）
- (2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査（別紙2）
 - ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果の影響調査
 - ・チーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化の状況調査
- (3) 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査（別紙3）
- (4) 在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査（別紙4）
- (5) 訪問看護の実施状況及び効率的な訪問看護に係る評価についての影響調査（別紙5）
- (6) 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査（別紙6）
- (7) 在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況調査（別紙7）
- (8) 維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査（別紙8）
- (9) 医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査（別紙9）
- (10) 後発医薬品の使用状況調査（別紙10）